参考資料

特定個人情報に関する安全管理措置の対応

安全管理措置：個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）		愛知県市長会における対応
一般事業者における安全管理措置	中小規模事業者における安全管理措置	
A　基本方針の策定 特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。	同　左	○「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を策定。
B　取扱規程等の策定 事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければならない。	○ 特定個人情報等の取扱い等を明確化する。 ○ 事務取扱担当者が変更となった場合、確実な引継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する。	○「愛知県市長会特定個人情報等取扱規程」を策定。
C　組織的安全管理措置 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる組織的安全管理措置を講じなければならない。		
a　組織体制の整備 安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。	○ 事務取扱担当者が複数いる場合、責任者と事務取扱担当者を区分することが望ましい。	○ 事務取扱責任者：事務局次長 ○ 事務取扱担当者：事務局長が指名する者 【取扱規程第５条】
b　取扱規程等に基づく運用 取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録する。	○ 特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。	○ 特定個人情報等の取得、利用、提供及び廃棄等の取扱状況等を記録、保管。 【取扱規程第８条】

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）		愛知県市長会における対応
一般事業者における安全管理措置	**中小規模事業者における安全管理措置**	
c　取扱状況を確認する手段の整備 特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する。 なお、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。	○ 特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。	○ 特定個人情報等の取得、利用、提供及び廃棄等の取扱状況等を記録、保管。 【取扱規程第８条】
d　情報漏えい等事案に対応する体制の整備 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備する。 情報漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。	○ 情報漏えい等の事案の発生等に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておく。	○ 事務取扱責任者等は、特定個人情報等の漏えい等が発生した場合は、直ちに事務局長に報告。 【取扱規程第９条】
e　取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し 特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組む。	○ 責任ある立場の者が、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行う。	○ 事務局長が、１年に一回以上、特定個人情報等の取扱状況を確認。 【取扱規程第１０条】
D　人的安全管理措置 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる人的安全管理措置を講じなければならない。		
a　事務取扱担当者の監督 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。	同　左	○ 事務局長は、事務取扱責任者等に対して必要かつ適切な監督を行う。 【取扱規程第６条】
b　事務取扱担当者の教育 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。	同　左	○ 事務局長は、事務取扱責任者等に対して研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図る。 【取扱規程第７条】

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）		愛知県市長会における対応
一般事業者における安全管理措置	中小規模事業者における安全管理措置	
E　物理的安全管理措置 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければならない。		
a　特定個人情報等を取り扱う区域の管理 特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。	同　左	○ 特定個人情報等を取り扱う事務は、事務取扱担当者の机上及びその周辺において行う。 ○ 事務取扱担当者の座席を、往来が少ない場所にする等の措置を講じる。 【取扱規程第１１条】
b　機器及び電子媒体等の盗難等の防止 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。	同　左	○ 特定個人情報等は文書で管理し、電子媒体で管理しない。 ○ 特定個人情報等が記録された文書は、施錠できる書庫等に保管する。 【取扱規程第１２条】
c　電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、容易に個人情報が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。 「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等であっても、紛失・盗難等に留意する必要がある。	○ 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。	○ 特定個人情報等が記録された文書は、一定の場合を除き持ち出すことはできない。 ○ 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された文書を持ち出す場合は、紛失等を防止するための安全な方策を講じる。 【取扱規程第１３条】
d　個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄 個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において	○ 特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。	○ 事務局長は、必要ではなくなった特定個人情報等ついて、廃棄したことを確認する。 【取扱規程第１４条】

<table>
<tr><th colspan="2">特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）</th><th rowspan="2">愛知県市長会における対応</th></tr>
<tr><th>一般事業者における安全管理措置</th><th>中小規模事業者における安全管理措置</th></tr>
<tr><td>定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。
　個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">F　技術的安全管理措置
　事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。</td><td rowspan="4">○ 特定個人情報等は文書で管理し、電子媒体では管理しないため、技術的安全管理措置は不要。
【取扱規程第１２条】</td></tr>
<tr><td>a　アクセス制御
　情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。</td><td rowspan="2">○ 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。
○ 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。</td></tr>
<tr><td>b　アクセス者の識別と認証
　特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。</td></tr>
<tr><td>c　外部からの不正アクセス等の防止
　情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。</td><td>同　左</td></tr>
</table>

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）		愛知県市長会における対応
一般事業者における安全管理措置	中小規模事業者における安全管理措置	
d　情報漏えい等の防止 　特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。	同　左	

※中小規模事業者…事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者